

2011/07

## 議会改革及び議員定数・報酬削減調査報告書



作成：みんなの党神奈川県議会議員団

議会改革プロジェクトチーム

写真：大阪府庁エントランス



## はじめに

みんなの党神奈川県議会議員団議会改革 PT 主催による、大阪府議会の定数、議員数削減に対する取り組みと、三重県議会の議会改革について視察を行った。1日で大阪、三重をまわり、夜には会派の勉強会の為横浜に戻らなければいけないという強行なスケジュールの視察であったが、大阪府議会、三重県議会とも担当者が簡潔に丁寧に説明してくださり時間にも配慮いただいたので予定通り遅れることなく本視察を終えることができた。

7月25日午前中は大阪府議会を視察した。維新の会の躍進や、報酬30%減にいたる経緯、定数の削減についてご説明いただき、質疑、応答が活発に行われた。その後議場などを見学させていただいた。

午後からは三重県議会の視察を行った。三重県議会では、他県に先んじて平成7年より、議会運営上の諸課題について改革・改善の検討が重ねられ、より「住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進」を目指そうとの視点から、特に広報・公聴に傾注した数々の改革の成果を挙げてこられた実績があった。

県企画法務課副室長の辻上浩司氏に懇切丁寧な説明をいただき、議会改革の取り組みの細部にわたるまで質疑を行うことが出来た。概要説明および質疑の後には、議場や全議員協議会室を見学させていただいた。

今回の大阪府議会ならびに三重県議会の視察によって得ることができた知見を、本県の議会改革においても積極的に取り入れていきたい。また、多忙な職務の中、真摯に対応していただいた当局担当者の方々に感謝申し上げる次第である。

2011年7月吉日

みんなの党神奈川県議会議員団  
議会改革プロジェクトチーム

【参加議員】

菅原直敏  
宗像富次郎  
かとう正法  
安川有里  
小林大介  
久坂誠治

# 目次

<b>序章 調査の概要</b> .....	1
<b>第1章 大阪府議会</b> .....	2
<b>第1節 調査の概要</b> .....	2
<b>第2節 議員報酬、期末手当、議員定数に関する説明</b> .....	2
<b>第3節 質疑</b> .....	5
<b>第4節 総括</b> .....	8
<b>第5章 議場見学</b> .....	9
<b>第2章 三重県議会</b> .....	11
<b>第1節 調査の概要</b> .....	11
<b>第2節 開かれた議会運営、基本条例案、みえ県議会出前講座、定例会2回制について</b> .....	12
<b>第3節 質疑</b> .....	17
<b>第4節 総括</b> .....	18
<b>第5節 議場および全員協議会室見学</b> .....	18
<b>第3章 参加議員の感想</b> .....	22
<b>第1節 菅原直敏議員</b> .....	22
<b>第2節 宗像富次郎議員</b> .....	25
<b>第3節 かとう正法議員</b> .....	27
<b>第4節 小林大介</b> .....	28
<b>第5節 安川有里感想</b> .....	30
<b>第6節 久坂誠治</b> .....	32

# 序 章 調査の概要

## ○調査概要

項目	内容
調査目的	1. 議員報酬、定数削減について 2. 議会改革について
調査期間	2011年7月25日
調査地	①大阪府議会 ②三重県議会
調査項目	①大阪府議会の議員定数等について ②大阪府議会の議員報酬、期末手当の経過について ④大阪府議会議場等設備視察 ⑤三重県議会における議会改革の軌跡について ⑥三重県議会活動の県民への広聴、広報について ⑥三重県議会議場等設備視察

## ○調査行程

日時	調査先	移動手段	備考
7月25日 【午前】	① 大阪府庁着 (0900～)	鉄道及びタクシー ー	前泊者有り 現地集合
7月25日 【午後】	② 三重県庁着 (1300～)	鉄道及びタクシー ー	

## ○参加議員

菅原直敏、宗像富次郎、小林大介、安川有里、加藤正法、久坂誠治  
計6名

# **第 1 章 大阪府議会**

## **第 1 節 調査の概要**

大阪府議会を訪問し、事務局調査課 主査 中野雅文様、議会議務局長 参事 北川博章様、秘書総括 中島弘司様よりご説明、質疑を行った後議場を見学させていただきました。

## **第 2 節 議員報酬、期末手当、議員定数に関する説明**

議員報酬、期末手当の経過

## 議員報酬、期末手当の経過

年度	報 酬			適用(年月)	期末手当
	議長(千円)	副議長(千円)	議員(千円)		月数(月)
4	1,170	1,030	930	H 4.4	"
5	"	"	"		1.2×5.30
6	"	"	"		1.2×5.20
7	"	"	"		"
8	"	"	"		"
9	1,134.9	999.1	902.1	(9.4)	"
	(3%減額→2年間)				
10	"	"	"		1.2×4.945
					12月・3月10%減額
11	1,170	1,030	930	(11.4)	1.2×4.95
12	"	"	"		1.2×4.75
13	"	"	"		1.2×4.70
14	1,111.5	978.5	883.5	(14.4)	1.2×4.65
	(5%減額→13ヶ月間)				
	"	"	"		1.2×4.40
15	1,170	1,030	930	(15.5)	"
16	"	"	"	(16.10)	(在職期間により100%、80%、60%、30%)
17	"	"	"		"
18	"	"	"		"
19	"	"	"		"
20	994.5	875.5	790.5	(20.8)	"
	(15%減額→2年4ヶ月間 H23.3.31まで)				
21	"	"	"		1.2×4.05
22	"	"	"		1.2×3.85
23	819	721	651	(23.4)	"
	(30%減額→4/1～1年間)				

議事報酬等に関する記入(都道府県)

都道府県	議事報酬(4.1.10)				議事報酬 の 平均額 (円)	議事報酬の割合(%)			議事報酬 の 平均額 (円)	備考			
	議員	議長	副議長	議長		議員	議長	副議長					
北海道	1,150	1,200	500	15,120	14,120	○	17	10	10	11,831~22,628	×	21.4.1より増額による増額実施	
青森県	810	810	750	8,410	8,121	○	6	4	3	19,811~23,420	>	21.5.29増額実施一部修正しより増額実施	
岩手県	850	850	750	15,520	16,410							×	21.3.31まで増額実施。今後は未定。
秋田県	570	810	700	5,120	7,410	○	5	5	6	11,031~22,428	>	21.4.1より増額による増額実施	
宮城県	1,020	910	840	14,110	14,410	○	6	6	4	21,411~23,521	×	21.4.1より増額による増額実施	
山形県	600	770	750	10,010	14,410							×	
福島県	1,210	800	870	8,820	7,101	○	7	5	9	11,831~23,121	×	特別条例により21.4.1より21.4.21まで増額実施	
茨城県	1,210	1,070	1,070	23,310	21,410							×	
栃木県	1,210	1,050	1,070	7,120	11,121							×	21.3.31まで増額実施。今後は未定。
群馬県	1,210	870	890	7,101	8,101	○	15	12	10	11,831~24,121	○		
埼玉県	900	800	890	18,120	22,121	○	3	3	3	21,411~24,121	×		
千葉県	1,740	1,070	1,070	18,520	19,121	○	20	20	20	21,411~24,121	×	21.4.1より増額による増額実施	
東京都	330	320	580	8,121	8,121	○	70	1	1	21,411~24,121	>	21.4.1より特別による増額実施	
神奈川県	1,100	1,000	770	22,120	22,120	○	7	4	3	21,411~22,119	×		
新潟県	850	850	1,070	20,111	21,410							×	
富山県	1,020	1,020	970	11,220	19,121	○	6	3	3	24,111~24,121	×		
石川県	1,270	800	870	21,121	21,121							×	
福井県	1,020	870	890	8,121	8,121	○	27	20	70	22,411~24,121	>	21.4.1より特別による増額実施	
山梨県	910	800	750	8,110	8,110							×	
長野県	870	870	790	5,520	6,121							×	
岐阜県	910	850	700	5,120	7,110	○	3	8	9	14,111~21,420	×		
静岡県	1,250	1,230	940	7,210	8,110							×	
愛知県	1,170	1,050	890	4,110	4,410	○	31	30	30	21,411~24,121	×	21.4.1より増額(10%)実施。21.4.1より未定(31%)	
岐阜県	1,140	1,240	890	4,110	4,510	○	38	38	10	20,411~24,121	×	21.4.1より増額による増額実施の延長 (議事報酬21万円増額10万円増額10万円増額)	
愛知県	950	940	790	21,120	22,121							×	
三重県	940	810	700	15,120	17,110	○	3	3	2	18,411~24,121	×	21.4.1より特別による増額実施の延長	
滋賀県	1,240	870	840	3,120	8,110	○	13	0	7	20,411~26,121	×	21.4.1より増額による増額実施	
京都府	1,110	800	800	21,121	19,110	○	16	15	7.5	11,411~*	○	21.4.1より増額による増額実施の延長 (議事報酬21万円増額10万円増額10万円増額)	
大阪府	1,000	900	840	18,630	18,710	○	16	10	11	21,411~24,121	×	21.3.31まで増額実施。今後は未定。	
兵庫県	890	810	760	18,120	16,120	○	7	6	5	7,411~*	○	21.4.1より増額による増額実施の延長(21.4.1より増額による増額実施の延長) (議事報酬21万円増額10万円増額10万円増額)	
鳥取県	970	850	750	7,120	5,110	○	21	15	15	11,411~22,121	×	21.4.1より増額による増額実施の延長 (議事報酬21万円増額10万円増額10万円増額)	
徳島県	600	580	840	7,120	8,110							×	
香川県	940	890	890	18,820	16,410	○	6	3	6	21,411~24,121	×	21.4.1より増額による増額実施	
愛媛県	890	880	870	5,210	9,410	○	80%	50%	50%	21,411~24,121	×	21.4.1より増額による増額実施	
高知県	800	820	770	9,110	21,410	○	50%	22%	12%	21,411~24,121	×	21.4.1より増額による増額実施	
佐賀県	1,110	980	880	5,520	5,410							×	
大分県	870	840	770	8,121	18,410	○	17%	14%	14%	21,121~	○	21.11より増額による増額実施	
福岡県	840	820	750	18,320	17,110							×	
佐賀県	870	810	800	16,410	18,110							×	
熊本県	700	890	740	18,101	18,101							×	
鹿児島県	1,270	870	780	18,720	18,410	○	7	5	3	21,411~24,121	×		
沖縄県	1,630	820	820	8,520	8,410	○	13	12	10	21,411~24,121	×	21.4.1より増額による増額実施	
計	1,701.8	1,420.0	1,315.0				28						

\* 補正率は21.4.1の修正

大阪維新の会の躍進により今年度という形で 30%削減実施、以前共産党が 20%出していたが否決、今回は過半数という事もあり一気に決まった。

### 第3節 質疑

Q 報酬審査会の昨日について、誰が音頭を取り、誰が決めているのか？

A 知事が推薦したもの、有識者など、

Q 報酬審査会は恣意的にはならないか、そもそも今まで機能してなかったのではないか。

Q 総論賛成各論反対、だれも自分の給料自分で下げるとは言いたくない、

Q 現在の議論はどうか

Q 来年になったらまたもどすのか

A 一回下げたもの元には戻せないのではないか。

Q 政調費はいくらか

A 50 万

Q 政調費は下げなくてよかったのではないか、国会議員みたいに政策スタッフをつける事は議論されたか、府単位で可能か。

A 可能ではあるとおもう。

#### 【大阪府議会の議員定数等について】

定数は 10 万人に 1 人と考えている、そうすると現在の 109 人から 88 人にするということになる、とにかく 88 という数が最初に動き出した（公明党大反対バリケード）

88 という数を元に区割りを考える、その結果現在の案では 1 人区が全体の半分を超え、一票の格差も 2.29 から 2.88 に拡大する、  
現在はまず 88 という数からスタート、区割りなどはこれから。



## 議会の役割

わたしたちの住む大阪をより  
快適で魅力あるものにするた  
めに、府民の代表である議員  
は、大阪府議会で明日の大阪  
を考えています。

### 府議会の活動

大阪府は、府民が快適に安心して生活ができるよう、雇用の確保、公共施設の整備など、様々な仕事を行っています。

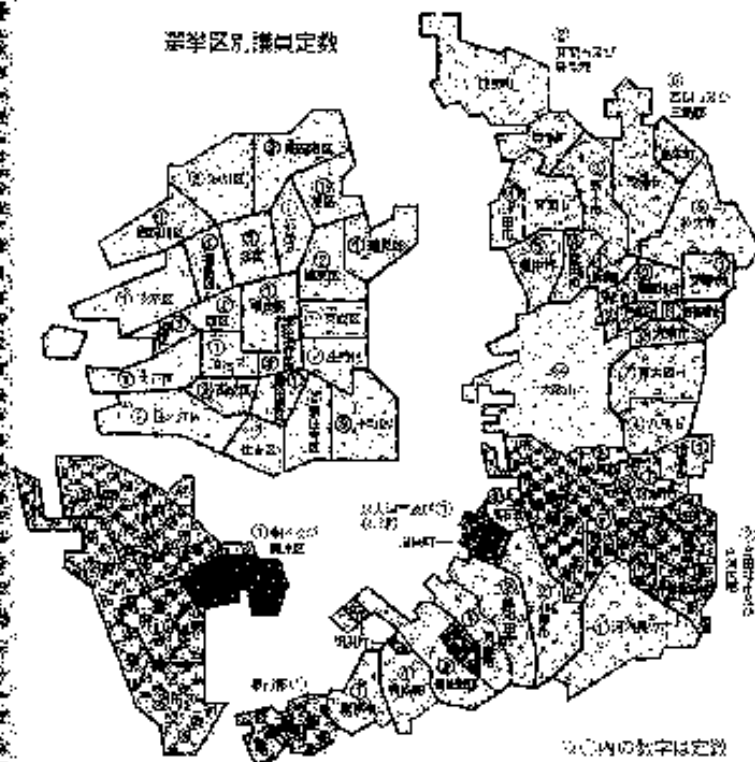
府議会は、府民が選んだ議員が、府の仕事に必要な予算を決定したり、条例を制定し、執行することにより、府の仕事を進めるための基本的な方針の決定を行います。

また、府の仕事の実績状況や将来の方針について、知事に質問して説明を求めることにより、知事に対するチェック機能を果たしています。

府議会は、市民からの負担を受け、議員が、審議を通じて府民の意思を行政に反映させるため、重要な役割を担っています。

### 議員の選挙

府議会は、府民から直接選挙により選ばれた112人の議員で構成されています。議員の任期は4年で、府内の82の選挙区から選出されています。（平成33年4月の選挙が4,109人となります。）



### 議長・副議長

議長と副議長は、議員の中から選挙で選ばれます。

議長は、議会を代表し、議場の秩序維持や議員進行などを行います。

副議長は、議長が不在のときなどに議長の代わりをつとめます。



Q これも維新の会が過半数とったから出てきた議論なのか？（宗像）

A そうです

Q 意見書は全開派一致なのか。（加藤）

A そうです

Q 今後の区割りは衆議院参議院選挙などみて決めるのか？（加藤）

A その前に 11/27 に市長選と知事選のダブルがあるので大阪としてはまずそこです。

Q 10万人に一人という以外の定数 88 のロジックは？（小林）

A ありません、全国最低だからです全国最低という言葉好きなんです。

Q 1人区が多いので選挙結果がものすごく大きく動く可能性がある（小林） A 今回維新以外で議論している

Q 大選挙区構想はあるか。（小林）

A もちろんそれも含めてぎろんしています。

Q 公明党は1人区厳しいのでは？

A かなり反対しています。

#### **第4節 総括**

定数削減、議員報酬については政策とは言えない課題であるとしても、みんなの党県議団の多くが公約に掲げ選挙を戦ったことも事実、その中でただ県民ウケを狙ってのスローガンの定数削減や報酬カットではなくきちんとした論理的裏づけが必要、今回の視察先の大阪府議会では過半数を取る政党が出てきて、しかもその政党に所属する議員の多くが議会と言うものをよく理解しているから成立したとも言える、正直我が会派に今それだけの能力と数と経験値があるかという非常に難しい、今後も議論していきたい。



説明、質疑応答の様子

## 第5章 議場見学



議場は、質問する側と受ける側が対面するような形式となっている、左上に見えるスクリーンは資料などを映し出し質問の補足資料に使用する。



大阪府議会は議場へのパソコンの持ち込みは可能とのこと、何時からそのように変更したのかと聞くと「もともと持ち込んではいけないという規定が無かったため特に何も定めることなく持ち込みは可能になった。」との事。

## 第2章 三重県議会

### 第1節 調査の概要

三重県議会を訪問し、議会事務局企画法務課副課長・辻上浩司様より県議会改革のあらまし、概要についてご説明をいただいた。

三重県議会では、平成7年に地方自治体の官官接待や予算の不適正執行がマスコミで取り上げられ大きな社会問題となり、それを契機にして、必ずしも県民のニーズにこたえていなかった議会の諸課題について改革を進めることとなった経緯がある。

これらの改革は、多くが他の都道府県議会に先んじての取り組み事となったものであり、その軌跡をうかがうことで、地方議会における議員自らの意識改革と、諸課題への時系列的な進捗の過程を理解するのが主な目的であった。

特に三重県議会は、県民への公聴・広報活動に注力した改革を進められたとの事で、これら情報公開、県民参加の議会に関する質疑をメインに行った後、議場および全員協議会室を見学した。



三重県庁（三重県津市）



三重県議会（県議会議事堂庁舎）

## 第2節 開かれた議会運営、基本条例案、みえ県議会出前講座、定例会2回制について

議会事務局企画法務課副課長・辻上浩司様より県議会改革のあらまし、概要について説明を受ける。

不正経理事件の発覚を受けて平成7年より、議会改革推進の機運が高まり、「議会に係る諸問題検討委員会」が設置される。計5回の協議を経て、平成8年2月に全員協議会で改革案を承認。

このときに、

- 会期中の休会日は調査・会議等により登庁した場合のみ旅費を支給
- 優待パスの全廃
- 海外視察の復命書作成
- 議会広報の充実

などが実現する。

その後、本格的な改革の取り組みとして、「議会改革検討委員会」、「代表者会議」、「議会改革推進会議」「議長による議会改革案の提示検討」などにより、改革が進められていった。

三重県議会では特に、「開かれた議会運営」については議論が深まり、現状で、本会議や常任委員会・特別委員会の審議のネット中継はもとより、議会運営委員会や代表者会議、全員協議会、広聴広報会議においてもその会議録概要が公開されているとのことであった。

平成 18 年 12 月には「三重県議会基本条例案」が可決。

平成 19 年よりはじまった「みえ県議会出前講座」は主に学校からの申し出を受けて年間約 10 回程度開催されているとの説明であった（平成 19 年 11 回、20 年 5 回、21 年 10 回、22 年 11 回開催）。

また、平成 20 年度より、それまで年 4 回招集されていた定例会を年 2 回に改め、それに伴って総会期日数は 102 日から 233 日へとほぼ倍増。常任委員会の開催日数を増やし（1 委員会あたり 2 日間として部局別に審議）、議員間の討議時間の拡充や参考人の招致、公聴会の開催などによってより深化した審議・調査を行うようになったとのこと。

※以下、三重県議会議会改革年表を県議会サイト「県議会のしくみ > 議会改革のさまざまな取組 > 議会改革年表」より引用

(<http://www.pref.mie.lg.jp/KENGIKAI/shikumi/torikumi/nenpyou.htm>7 月 30 日アクセス)

### 【三重県議会議会改革年表】

年月	項 目
H7.10	「議会に係る諸問題検討委員会」の設置
H8.2	同委員会の改革案を代表者会議で承認
H8.8	優待パスの全廃、海外視察復命書の作成等
H8.9	「議会改革検討委員会」の設置 *H10.5 廃止
H9.10	「行政改革調査特別委員会」の設置 *H16.5 廃止
H10.2	女性議会の開催
H10.5	「予算決算特別委員会」の設置、 委員会にモニターテレビ設置、 議長交際費公開
H10.11	中高生と県議会議員の語る会の開催
H11.5	「選挙区調査特別委員会」を設置
H12.3	議員定数の削減（55 人→51 人） *H15.4 一般選挙から適用
H12.3	会議録検索システムを導入
H12.4	政務調査課の設置、政策法務担当の設置
H12.4	職員を参議院法制局へ派遣（1 名、2 年間）
H12.5	正副議長の選出にあたり立候補者の所信表明会を公開開催
H13.1	分権時代の「三重」を考える県・市町村議会議員の集い
H13.4	政策法務監の設置

H13.6	一般質問のテレビ中継
H14.2	「分権時代を先導する議会」を実現するための集い
H14.3	三重県議会の基本理念と基本方向を定める決議
H14.4	職員を衆議院法制局へ派遣（1名、2年間）
H14.5	「政策推進システム対応検討会」の設置 *H15.2に中間報告
H15.2	議場を対面演壇方式に変更、一問一答方式を含む分割質問方式の導入
H15.2	傍聴席での写真、ビデオ、録音等の解禁
H15.10	「三重県議会の基本理念と基本方向を定める決議」に「交流・連携の推進」を追加
H15.10	「三重県議会議会改革推進会議」の設置
H15.12	「東紀州地域経営創造会議」を執行部と協働で設置
H16.2	「二元的代表制と今後の議会のあり方」講演会
H16.3	執行機関の審議会委員等における議員充て職の原則辞退
H16.3	三重県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案
H16.4	職員を衆議院法制局へ派遣（1名、2年間）
H16.5	予算決算特別委員会の抜本的改革
H16.5	「行政の在り方調査特別委員会」を設置 *H17.5廃止
H16.9	代表質問・一般質問のインターネット録画配信
H16.10	構造改革特区提案
H16.11	東紀州地域経営創造会議から知事へ東紀州活性化に向けた提言
H17.1	第1回全国自治体議会議会改革推進シンポジウムを開催（四日市市）
H17.2	議長の私的諮問機関「三重県議会公営企業事業の民営化検討委員会」の設置
H17.3	「二元代表制における議会の在り方について」最終報告
H17.4	第28次地方制度調査会第19回専門小委員会での意見交換
H17.4	特別委員会の地元地域開催と知事への提言（4月以降）
H17.5	「議会基本条例研究会」の設置
H17.6	「二元代表制と議会基本条例」講演会の開催
H17.9	本会議、常任・特別委員会のインターネット生中継・録画中継の配信開始
H17.9	議長の私的諮問機関「環境保全事業団経営健全化検討会」の設置
H17.12	同検討会から議長へ答申し、議会から知事へ提言
H17.12	「県民ミーティング」の開催（～H18.3、計3回）
H18.3	「公営企業事業民営化検討委員会」の報告を受けて正副議長から知事へ提言
H18.4	職員を衆議院法制局へ派遣（1名、2年間）
H18.4	第2回全国自治体議会議会改革推進シンポジウム「議会改革勉強会」を開催（東京）
H18.4	「議会基本条例講演会」の開催
H18.5	「議会基本条例検討会」の設置

H18.6	「全国都道府県議会改革の推進について」全国都道府県議会議長会へ要望
H18.9	議会基本条例（素案）の公表
H18.11	第3回全国自治体議会議会改革推進シンポジウム（津市）
H18.11	第1回マニフェスト大賞 ベストホームページ賞受賞
H18.12	三重県議会基本条例案可決
H18.12	三重県議会議員の政治倫理に関する条例案可決
H18.12	委員会の傍聴を許可制から原則公開に委員会条例を改正
H19.1	「住民自治セミナー～地方財政を考えよう～」の開催
H19.3	三重県政務調査費の交付に関する条例一部改正案可決
H19.4	議会図書室でバーコードによる図書管理を開始
H19.4	「公営企業事業の民営化検討委員会」の報告を受けて設けられた「協議の場」の報告を受けて議長声明を公表
H19.4	予算決算常任委員会の設置
H19.5	議員の海外視察調査制度の廃止
H19.6	議長定例記者会見の開始（毎月1回）
H19.6	道州制・地方財政制度調査検討会の設置
H19.6	政策討論会議の設置（新しい県立博物館整備のあり方）
H19.6	議会改革推進会議「会期に関する検討プロジェクトチーム」の設置
H19.7	中華人民共和国駐日本国特命全権大使王毅閣下 「三重県地方議会交流記念講演会」の開催
H19.9	みえ県議会出前講座の開始
H19.10	「新県立博物館整備にかかる基本的考え方」を知事へ提言
H19.11	第2回マニフェスト大賞特別賞受賞
H19.11	議員提出条例に係る申合せを取り決め
H19.12	定例会の招集回数に関する条例の一部改正案（年2回招集）可決
H19.12	政策討論会議の設置（福祉医療費助成制度の見直し）
H19.12	食の安全・安心の確保に関する条例検討会の設置
H19.12	水力発電事業の民間譲渡に伴う宮川流域諸課題解決のためのプロジェクト会議
H20.1	定例会年2回制の開始
H20.1	福祉医療費助成制度の見直しについて知事へ申し入れ
H20.3	「道州制・地方財政制度調査検討会報告書」をまとめ知事へ要望
H20.3	三重県政務調査費の交付に関する条例一部改正案可決
H20.4	職員を衆議院法制局へ派遣（1名、2年間）
H20.4	第4回全国自治体議会改革推進シンポジウムを開催（桑名市）
H20.4	第1回紀伊半島三県議会交流会議の開催 ※以降、毎年開催
H20.5	議事堂内分煙についてのワーキンググループの設置(計2回)

H20.5	三重県地域づくり推進条例案可決
H20.5	議案等に対する議員の賛否状況を県議会ホームページで公表開始
H20.5	役員選出の協議を公開
H20.6	三重県食の安全・安心の確保に関する条例案可決
H20.6	議員提出条例に係る検証検討会の設置
H20.6	「議長等任期に関する検討プロジェクトチーム」の設置
H20.6	政務調査費に関するワーキンググループの設置(計12回)
H20.8	「三重県自治体議会交流連携会議」の開催(伊賀市)
H20.9	「財政問題調査会」を設置
H20.10	財政問題調査会から第一次答申が提出
H20.10	財政問題に関する政策討論会議を開催
H20.10	公聴会の開催(「美(うま)し国おこし・三重」三重県基本計画の策定について)
H20.10	水力発電事業の民間譲渡に伴う宮川流域課題解決のためのプロジェクト会議
H20.12	政務調査費ガイドラインを改正 (議員の食事代の計上、雇用・賃貸借に係る証拠書類の取扱等)
H20.12	財政問題調査会から第二次答申が提出
H20.12	議会改革推進会議において、県選出四日市港管理組合議会議員の在任期間の検討
H21.2	三重県リサイクル製品利用推進条例の運用について申入書をまとめ知事へ提言
H21.3	政務調査費ガイドラインを改正(有料道路利用の証拠書類、備品の取扱等)
H21.3	三重県リサイクル製品利用推進条例の一部を改正する条例案可決
H21.3	三重県議会議会改革諮問会議設置条例案可決
H21.3	政務調査費を1割減額する条例案可決(平成21年4月～23年4月)
H21.4	第5回全国自治体議会改革推進シンポジウムを開催(津市)
H21.4	政務調査費ガイドラインを改正(海外政務調査実施後の報告の取扱等)
H21.4	公聴会の開催(「県立病院改革に関する考え方(基本方針)(案)」について)
H21.4	財政の健全化に向けた提言を知事へ行う
H21.5	申合せにより平成21年5月の改選から議長の在任期間を2年間、 副議長の在任期間を1年間とする
H21.5	議長から「議会改革試案」(議長マニフェスト)が示される
H21.6	三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の一部を改正する条例
H21.6	「議員定数等検討会議」を設置し、議員定数及び選挙区について検討。
H21.9	公共政策大学院等とのインターンシップ制の試行(2名)
H21.10	三重県議会議会改革諮問会議を開催
H21.11	広聴広報会議において編集アドバイザー制度を検討し、導入することが決定。

H21.12	広聴広報会議において「委員会説明資料のホームページへの掲載」について検討し、12月の委員会から実施。
H21.12	議会改革推進会議に「会期等の見直しに関する検証検討プロジェクト会議」を設置
H22.3	三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例の一部を改正する条例案可決（県総合計画の戦略計画（施策以上）を議決対象とする）
H22.5	議会改革諮問会議から第一次答申が提出
H22.8	第6回全国自治体議会改革推進シンポジウムを開催（大阪市）
H22.8	公共政策大学院とのインターンシップ制の実施（2名）
H22.9	市町議会と県議会との交流・連携会議を開催（志摩市）
H22.10	都道府県議会にかかる議会改革度調査で第1位
H22.10	みえ出前県議会の開催（テーマ「県議会への女性参画」）
H22.11	第5回マニフェスト大賞「最優秀議会改革賞」受賞
H22.11	みえ出前県議会の開催（テーマ「NPOの資金確保」）
H22.12	議会改革度調査2010で第4位（都道府県議会で第1位）
H23.1	議会改革諮問会議から最終答申が提出

\* 以上引用終わり

### 第3節 質疑

先進的に県民への情報公開に取り組み、公聴・広報に注力する三重県議会であるため、わが党参加議員からは実践的な取り組みの現状や成果について、以下のような質問が活発に行われた。

- 本会議ならびに委員会質疑のネット中継では県民からの反応はどのようなものがあるか
- 議員の、議案等に対する採決賛否を議会ホームページで公表することで県民からの意見などは集まってくるのか
- 議会傍聴者への配慮ある取り組みの具体例は
- 「みえ出前県議会講座」の実施実績と、手ごたえについて
- 会期の大幅な見直しで総会期日数が大幅に増えたが（平成19年102日⇒平成22年233日）その目的と効果は達成したか
- 委員会での質疑を経て議論を煮詰め、全会派の委員の意見一致を目指すとのことだが、話し合いだけでそのようにうまくいくのか

## 第4節 総括

三重県議会の議会改革への取り組み、特に情報公開のそれは、神奈川県議会の先を行くものであることをひしひしと感じた。

傍聴者の途中入席、途中退席が特に問題とされず、氏名住所の記入も必要なしとされ自由な傍聴環境が整っていることそれ一つをとっても、当たり前前の方が当たり前前になり通っているすばらしさ、三重県議会の先進性は憧憬の対象ではないだろうか。

本会議と予算決算常任委員会の質疑は TV 中継が行われ、常任委員会・特別委員会、議会運営委員会や全員協議会の審議についてもネット中継が行われている。代表者会議、広聴広報会議においてもその会議録概要が公開されているとのことであり、比較的安いランニングコストでこれらの情報公開が行われていることは、神奈川県議会も大いに見習い、本県における同様の制度導入実現への原動力としていきたい。

事件を機に議員自らが奮起して意識改革を行い、また議会事務局側も協力して改革に前向きに取り組んだことで、さまざまな諸課題に解決の糸口をつけることに成功したのであろう。平成7年に始まった議会改革の当初は、改革派知事として名高い北川正恭知事の影響も大きかったのではないかと推察する次第である。

神奈川県議会においても、議会改革検討会議が中心となって、様々な議会改革への取り組みが議論されているが、早急に具体案の合意に道筋をつけていきたい。

## 第5節 議場および全員協議会室見学

質疑の後、本会議場へ移動。三重県議会の議場と、全員協議会の際に使用する会議室を見学させて頂いた。



定数51名の三重県議会議場（正面右の壁には中継用の大型モニターが設置）



議長席周辺にて（左より菅原議員、宗像議員、加藤議員、久坂議員、小林議員、安川議員）



緑鮮やかな三重県旗。ひらがなの「み」をモチーフに右上向きの矢印に図案化されている



全員協議会に使用する会議室



同会議室。照明がとても明るく、清潔感ある部屋であった

## 第3章 参加議員の感想

### 第1節 菅原直敏議員

#### ●大阪府会調査

大阪府会の調査では、報酬と定数の削減についての調査を行った。両調査ともに我が会派の掲げる公約に密接に関わる内容である。

#### ●報酬の削減

まず、報酬の削減についてである。大阪府会では一年間という時限であるが、議員報酬を3割引き下げる条例を2011年5月に可決している。4月の統一地方選挙において、地域政党大阪維新会が躍進し、過半数を得たことと、彼らが報酬削減を公約に掲げていたことが大きく寄与している。

来年度以降の見通しについてであるが、報酬審議会の審議結果などを踏まえて決定をするとのことであった。但し、大阪府で問題となっていたのは、報酬審議会の透明性である。報酬審議会は第三者機関と位置づけられ、たいていの場合知事給与や議員報酬削減を抑制する言い訳として機能してきた側面があると私は考えていた。たいていの場合、有識者という形で無難な団体の代表者などが努めることが慣例的であった。

現在、橋下知事は報酬審議会の恣意的な運用を抑制するための答申を求めているとのことであった。神奈川県においても、報酬審議会の透明性を確保する取り組みが必要である。

今後の我が会派の取り組みとしては、報酬削減の論拠を明確にし、条例案を作成すると同時に、報酬審議会の透明性を確保する取り組みを行う必要がある。また、もっと掘り下げて、議員のあり方も検討し、普段の活動にお金のかからない環境を構築するための提言も行うべきである。

#### ●定数の削減

次に、定数の削減についてである。定数の削減についても報酬の削減と同様の経緯で実現した経緯がある。定数の削減は、各会派や政党の私的な利害も絡むために、報酬削減よりも実現が困難であることは、私も議員生活の中で経験してきた。

我が会派でも定数の大幅削減を主張しているが、大切なことはなぜ削減するのかという理由付けである。大阪府会では、東京都議会のおおよそ10万人に1人という基準を超えるものを目指したとのことであった。なるほど理由付けとしては弱そうであるが、少なくとも選挙において定数を削減すべきと言う民意は出ているわけであるから(なお、神奈川県議会の主要会派も「定数削減」を公約しているので、「削減」の民意はある)、消極的理由として東京都議会において現状の定数で問題がないわけだから、その程度の割合にすることは問題ないと思われる。また、仮に問題があれば戻すことも可能である。

人数の多寡以上に私が問題であると考えているのは、一票の格差の問題である。大阪府会では、現行のまま 88 人に定数を削減すると、一票の格差が 2.29 から 2.88 に拡大する。大阪府会では、公職選挙法の改正を求める意見書を可決し、選挙区割りの地域に合わせた柔軟な運用が可能となる法改正を求めている。この意見書は現行の市町村の行政境を基準とした法改正を求めているようであるが、私は行政境を基準とする区割りという従来の考え方自体を見直すべきであると考えている。

今後の我が会派の取り組みとしては、定数削減の論拠をより明確にすると同時に、一票の格差を縮小すべく、国の法制度を改正する意見書などを提出することで、選挙にかかる法制度の大幅な見直しを求めていく必要がある。

#### ●その他

大阪府会では、議場に PC の持ち込みが自由であり、議場内のスクリーンには質疑に関する説明文書を紹介することもできるようになっていた。言論だけのやりとりには、傍聴者からもわかりづらいとの声もあがっていることや、PC の持ち込みを可能にすることで紙資料などを大幅に削減することなども勘案すると、神奈川県議会でも早急に導入すべき取り組みであると考えている。



写真：大阪府議会本会議場のスクリーン

### ●三重県議会調査

三重県議会の調査では、広聴広報活動の現状を中心に調査を行った。2年前に訪れたことがあるが、さらにその改革を深化させ、見直すべき部分は見直すなど、PDCAのサイクルをしっかりと確立している点が大いに参考になった。

### ●開かれた議会

「開かれた議会」とは、多くの議会で言い古された言葉であるが、実際に実践できている議会は非常に少ない。そのような中で、三重県議会は広報・広聴の両面において、具体的な取り組みとして実践を行っている。

広報に関しては、常任委員会等のインターネット公開だけでなく、代表者といった各議会では非常に密室性が高い議会を公開していることも注目に値する。また、議決に対する賛否も公開している。神奈川県議会においても、議会改革検討会議を中心としてこれらの取り組みは議論となっているが、早急に取り入れられるようにしていくべきである。

また、広聴に関しては、事務局サイドでは広報よりも県民需要が高いとのことであった。公聴会の取り組みとしては出前議会をテーマ別に行っていた。内容についてはNPOや女性の議会参画など多岐に渡る。

さらに、些末なことであるが、県民の傍聴が原則自由であることが徹底されていた。例えば、傍聴者に対して記名をさせることはどの議会でも一般的に行われているが、必要性がないとの理由で廃止されていた。

### ●三重県議会から学ぶ姿勢と神奈川県議会への応用

議会改革は議員の意識改革であるというのが、私の持論である。その視点からは、三重県議会の議員の意識は非常に高いといえる。また、見過ごされるがちだが、職員の意識も高い。時折、議会事務局の職員が改革に後ろ向きになり、改革の障壁になることも全国的には見られるが、三重県議会ではその心配はなさそうである。

神奈川県議会の現状を、三重県議会との比較で見ると、残念ながら及第点は与えられない状態である。議会の公開ども、審議の中身も三重県議会から学ぶ点が多い。そこで、現在開催されている議会改革検討会議において改革項目の洗い出しを徹底して、一つ一つについて議論を行い、実現を行っていく必要があると考える。特に今回調査した広報・広聴関係の具体的な取り組みは、神奈川県議会でも実現できるように取り組んでいきたい。

## 第2節 宗像富次郎議員

### ●大阪府議会の視察感想

大阪府議会で第一会派となった大阪維新の会は、政権公約としていた議員報酬の削減、定数削減を実行しました。議会内では混乱はあったようですが、民意を反映した議会改革は着実に実行されていました。

議員報酬については、15%カットをしていたところを30%カットとし、月額651,000円は全国で一番低い額となっています。この報酬で議員活動に影響が生じないか不安視する面もありますが、期限である年度末まではこの額で各議員は活動しなければなりません。次年度以降については、再検討されることとなりますが、過半数を有している維新の会が優先権をもつことは言うまでもありません。

一方では、「大阪府特別職報酬等審議会」が設置され報酬の審査が行われていますが、委員の選任は知事が行っていることから、公平性という点では課題があるとのこと。今後は委員の選任方法も議論がなされる予定です。

議員定数は109名から88名に削減する条例が、平成23年5月の議会で制定されました。この条例も大阪維新の会の主導で行われましたが、88名とした場合には1人区が多くなることから各会派から大きな抵抗があり、議場封鎖などにより大混乱が生じたようです。

今後、合区などにより選挙区を決定していかなければなりません。法的な課題解決や他会派からの反対も予想され、選挙区の決定には多くの課題を残しています。

### ○神奈川県議会への反映

この視察では、民意を受けた大阪維新の会が優先権を持ち、主導的に改革を進めてきたことを実感することができました。

当県においては、報酬の削減、議員定数の削減とも議論がされていますが、前に進まない状況にあることは事実です。しかし、大阪府議会のように民意を反映するには時間を要することも現実であり、その時間を無駄にすることはできないと考えます。このような状況下において改革を進めるためには、議員一人一人が強い熱意と信念を持って取り組むことが必要ではないでしょうか。

### ●三重県議会の視察感想

三重県における議会改革は、平成7年度に起こった「官官接待」や「不正経理」の改善するために端を発し、開かれた議会を目指したことによります。なかでも、県民にわかりやすい議会運営を行うために、代表者会議、常任委員会、特別委員会、本会議に至るまで公開とし、ネット中継も実施し、県議会だよりの拡充、新聞への掲載など、あらゆる手段を用いて、広く県民の眼にふれるように改善を行っています。これにより、県民による議会の監視、行政への関心を高める配慮がなされています。

現状においては、既に一定の議会改革が進んだと判断し、P D C Aによる再検証を行い、さらなる改善に向けて取り組みが進められています。

○神奈川県議会への反映

三重県議会はある事件を機会として、先輩議員が率先して改革に取り組み、そして、行政職員が意識を持って仕事に携わったことにより、改革が大きく前進したと感じました。

神奈川県においても、過去には不正経理の問題が表面化し、議会のチェック機能の甘さが指摘されましたが、大きな改善はみられていません。三重県をはじめとする先進都市の取り組みを参考としつつ、議会と県民の距離を近づけるべく「見える化」を進めるためには、積極的な情報開示が必要です。議員自らが、先進都市から大きく水を空けられていることを認識し、早急に改革のスタートとしなければなりません。

## 第3節 かとう正法議員

### 7・25 大阪府議会

#### 議員報酬

直近で30%削減。都道府県議会が一番低い。  
大阪維新の会 公約実行。議会で過半数のため、実現しやすいよう。  
1年の削減措置だが、恒常的になる可能性大。  
知事・議会局・議員、高い意識で取り組み中。  
政調費 15%削減。現在50万円（月額）

#### 議員定数

88議席（10万府民に一人の割合）まで削減方針。  
選挙区定数や区割りを決める際に、決定自由度を上げるべく、国への意見書提出済み。  
国における、1票の格差是正論議の行方と並行して、議会内の議論が進むと思われる。  
議員や会派間での選挙区事情により、調整・決定までは難航も余儀なくされそう。

### 三重県議会

#### 議会改革

不正経理問題の時期や、北川知事の時代以降、議会改革諮問会議の議論をふまえ、議会改革が進行中。  
三谷前議長（議会改革推進会議 会長）が特に積極的に進める。  
多くの方法で情報公開の徹底  
全員協議会（委員会や本会議とは別に、議員が意見を述べ合う場）  
公聴への意見や要望は多いが、全般的に地元市政よりは県政への関心は低いよう。  
（51%程の関心度合い）  
一般膨張者は少ないよう。

## 第4節 小林大介

2011年（平成23年）7月25日 大阪府議会・三重県議会視察所感

### 【大阪府議会】

#### （1）議員報酬ならびに議員定数の削減実現

大阪府議会では、大幅な議員報酬ならびに議員定数の削減が実現した。議員報酬は、全国都道府県の中でも最も低い65万1千円であり、議員定数は次回府議選より人口10万人当たり1名の88議席となった（従前の109議席より一気に21議席減）。

なぜこれほどの身を切る改革が間をおかずに実現できたのか？ 最も大きな要因は、「大阪維新の会」が単独で府議会過半数を確保したことにある。過半数という数の力があってはじめて、一気呵成に大鉦が振るわれた。

本来ならば、報酬の削減ならびに議員定数の削減は、議員にとって非常にデリケートな問題であり、総論賛成各論反対の議論の中で早急には結論が出ない事象であったはず。

それを、橋本知事が率いる大阪維新の会が圧倒的な民意を背景に数の力で押し通してしまった。他会派も維新に遅れをとるなとばかりに改革を競い合い、結果として過去に類を見ない削減幅となった。

「熟慮の議論を経て決まったわけではなく早急に過ぎる」との批判もあるだろうが、私は大阪府議会のダイナミズム溢れるこの動きに畏怖と憧憬を感じている。本県神奈川の統一地方選挙においても、みんなの党はまず議員自らが身を切るべきだとして大幅な定数の削減と報酬のカットを有権者に約束して戦い、多くの候補者が議席を得た。しかしながら県議会においてはわが党会派の勢力、未だ小なり、16議席を有するに過ぎず他会派の協力同意を得なければそれらの公約は実現できない現状にある。

四年後に我々が、「オオカミ少年」として県民から石もて追われることが無きよう、ゆめゆめ実現へ向けての努力を積み重ねていかねばならないなと思いを新たにした次第。

#### （2）「定数1」がやがてもたらず府議会オセロ現象

平成27年以降の府議会の新定数88議席。うち、定数1の小選挙区が48となる予定とのこと。それを聞いて驚いた。

これは、その時々々の国の政治情勢によって、ほとんど運否天賦に近い形で、大きく府議会の勢力図が書き換えられる危険性が高いことを表している。

府議会選挙に比例代表はない。比例復活はない。当然選挙区で負けたらそれで終わりである。それが、定数1の小選挙区ばかりとはあまりにバランスが悪い気がするが……。

その時々、世論の支持を最も受けやすいベストポジションにつけた政治勢力が、定数1の48選挙区を席卷して、府議会を牛耳ってしまう。この選挙システムが良いのか悪いのか、判断するにはしばらく時間が必要かとも思う。

個人的に、定数削減で選挙区が再編された結果、一票の格差が拡大してしまったことが残念。

### 【三重県議会】

#### (1) 三重が目指す、分権時代を先導する議会の広聴広報

三重県議会は、「新政みえ」と「自民みらい」の2大会派が勢力伯仲していることもあってか、従前より熟慮を積み重ねて議論してきた議会であるように感じた。神奈川県では、やろうと思っただけではなかなかできないでいることが、三重においてはすでに理想の形で実現しているものもあり、その議論の過程や合意形成の手順を伺うことは極めて有用であるはず。

特に傍聴規則の見直しについては、明らかに神奈川のほうが後れをとっており、素直に見習いたいと思う。

しかしながら一方で、ここまで情報公開を徹底し、議会傍聴の敷居を低くしているにもかかわらず傍聴者数が少ない状況で推移していることは意外であった。ホームページで議員個人の採決態度の公表もなされているとの事だったが、ほとんど県民有権者からの反応はないとの当局返答。内訳を見ると、ほとんどの議員の投票行動に差異がないことがわかった。

#### (2) 三重県議会における「みんなの党一輪の花」

三重県議会では、みんなの党が1議席を有している。

たったの1議席ではあるが、二大会派が伯仲しつつも共に過半数を単独では維持し得ない状況の中で、今後思わぬところでキャスティングボートを握ることがあるかもしれない。

中西勇議員の奮闘を心より祈願申し上げる次第です。

## 第5節 安川有里感想

大阪府議会・三重県議会視察（ブログから抜粋）－安川有里

7/25、大阪府と三重県の議会を視察しました。

どちらも、議会改革に前向きに取り組み、一応の結果を出している議会であることから、みんなの党・議会改革特別プロジェクトチーム(以下PT)が視察を計画、私は議会改革のPTのメンバーではありませんが、是非行きたいと参加しました。

大阪で生まれ18歳まで市内に住んでいましたが、府庁に足を踏み入れたのは初めて。歴史を感じさせる重厚な雰囲気です。

玄関では、橋下徹知事がお出迎え。

議事堂は府庁舎竣工の大正15年に完成しました。

早速記念撮影(^\_-)-☆しました。

それはともかくとして、本題の大阪の議会改革について。

議員定数削減は平成11年にまず1名、平成23年の統一地方選では3名減の109名になりました。

この選挙の結果、「大阪維新の会」が躍進し第1党に(過半数を超えました)なった事から、議員定数削減と議員報酬カットの動きが活発化しました。

5月議会で「維新の会」が『様々な課題はあるが、まずは総定数を10万人に1人(東京都議会程度)にまで削減する』との考えのもと、賛成多数で条例改正され、次の一般選挙から総定数を88とする事が確定しました。

88という数字は単純に人口で割ったもので、特に政策的な根拠はないとのことでした。

この結果、新しい選挙区案は、一人区が48になることから、第2党の公明党の反発で議会は紛糾したそうです。

今後、一票の格差の是正や選挙区のあり方など、議論の余地が残されています。

この点の解決のため、都道府県が条例で自主的に選挙区を規定できるよう、公職選挙法の規定(第15条)改正を求める意見書を国に提出したとの報告がありました。

そして、議員報酬のカットについて。

平成4年まで増えていた報酬ですが、大阪府の財源難から少しずつ減額し、平成20年から23年3月まで、15%の減額を実施してきました。

そんな中、「維新の会」もマニフェストに、行政のコスト30%減・議員報酬も30%減とあったことから、2月定例会で民主とネットの提出案が通って、議員報酬30%削減が決まりました。「維新の会」の条例案から、各党も引くに引けないところから可決されたといえそうです。

今回の統一地方選挙で勢力図が塗り変わった大阪府議会。これからの改革を注視していきたいと感じました。

午後からは、『分権時代を先導する議会』を目指し、積極的に議会改革に取り組んできた「三重県議会」を視察しました。

平成7年に官官接待や予算の不適正執行(14億円)が大きな問題となった三重県。これを機に、三重県議会は議長を中心に議会の諸問題について改革・改善を行うようになりました。(当時は北川知事)

開かれたぎかいをめざし、住民にわかりやすい議会運営を推進するため、広聴広報会議を設置し、会議の公開に取り組みました。ホームページには、本会議・委員会の会議録、委員会資料などの他、議会改革の取り組みの経緯についても掲載されています。

最近まとめられた「三重県議会の議会改革」は、県民アンケートだけではなく、議員の自己評価、ヒアリング、執行部職員の意識調査とアンケート、29市・町議会の正・副議長のアンケートを元に、現状と課題に向き合ったものになっています。

三重県議会は、分権時代を先導すべく、改革に取り組んだお手本ともいえます。何故、神奈川では進まないのか、どうしていくべきなのか…わかりやすく参加しやすい「開かれた議会」にするため、議論を重ねていきたいと感じました。

議会は、地域に住む住民の多様な意思を県政に反映する役割を担っています。

神奈川県議会も、開かれた議会運営のために新たな取り組みを、まずは、私たちからはじめよう！と実感した視察でした。

## 第6節 久坂誠治

### 【大阪府議会】

「戦いは数だよ、兄貴」というドズル中将の名言通り大阪における報酬削減の達成と、定数削減の数字の確定は「維新の会」の過半数に尽きる、過半数＝民意！これはどうしようもない、何をどう言おうと民主主義で府民がそれを望んでいる以上やら無ければそれは選挙で選ばれた議員と言えない、ただ、移動中タクシーの中で小林議員、菅原議員に聞いたところによると、維新の会は皆が新人というわけではなく、半数は自民党などからの移籍組で構成されているという話を聞き、おそらく報酬削減、定数削減の議論もきちんと政治的な根回しや働きかけをきちんとやったのだろうということは想像できる。

事務局の方の説明の中では、「最小とか最安とか、とにかく一番が好きなんです。」という言葉が印象的だった、事を起こすのにこのこだわりは必要であると思う、なんとなく神奈川県議会は様子見、他がやっているからこのくらいやっておくか、見たいな空気がある、「やるなら一番、目だってなんぼ」みたいな心意気は必要だと感じた。

議員の中にも事務局の中にも長老、と呼ばれる方が一生懸命取り組まれ実現した経緯を聞いた、これも一般社会でも議会でも、広く日本に通用するひとつの考え方であると思う、どうしても日本と言う国では年配者、声の大きい人の意見が通りやすい傾向にあるので、神奈川県議会でも M さんとか N さんとか M さんとかがガンガンやってくれば改革は早いと思うのだが。

### 【三重県議会】

実家から徒歩3分のところに住んでいた岩名秀樹議員の名前が出てくるとはある意味感慨深い視察でした、議会改革に関しては三重県議会の議会局の方の言うとおりで、淡々と「できない理由はない」ということで進めていく至極当たり前のことに逆になぜ神奈川県議会がやってないのかという疑問が湧くばかりであった、しかし例えば議場への PC の持込や資料の出力、賛否の公開などについていくら議会改革を行っても、情けない話であるが議員の質が結局問われるのではないかと感じた、いくら議会を開かれたものにし、県民に公開したとしても、問題意識がない議員、選挙活動ばかりでろくに議会のことを知らない議員、一般質問、代表質問はともかく常任委員会でたいした質問ができない、話し方がおおよそ人に聞かせられない、といったような議員ではいくら議会改革をしても仕方が無い、議員改革(?)が必要と感じた。



ご意見・ご提案をお寄せ下さい。

**みんなの党神奈川県議会議員団**

住 所：〒231-8588

神奈川県横浜市中区日本大通1

電 話：045-210-7882

F A X：045-210-8932

メール：info@yourpartykanagawa.com

H P：http://yourpartykanagawa.com

(本提案書及びこれまでの調査報告書をPDFファイルでHP上に公開しています。)